

最近実施した主な施策について

平成30年3月20日
産業保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

平成29年度に取り組んだ火薬類取締法関連の主な施策等は、以下のとおり。

1. 法令・省令改正等

(1) 指定都市への権限移譲（改正政省令施行：平成29年4月1日）

「第5次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律：平成27年法律第50号）」に関連し、火薬類取締法施行令等に規定する都道府県知事に係る事務等の一部について、道府県知事から指定都市の長に移譲するための改正政省令の施行にともない、指定都市の職員を対象とした研修等を行った。

(2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化（閣議決定：平成30年3月13日）

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）」に基づく措置として整備されることとなった「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、火薬類取締法に規定する権利の制限に係る措置（欠格条項）の適正化等を図るための改正作業中。（参考資料3-1、参考資料3-2）

(3) 適用除外火工品審査実施要領（内規）の改正（内規改正：平成29年5月29日）

審査実施要領で規定する安全性評価試験（7項目）について、火薬類が容易に取り出せない丈夫な構造であり、かつ、発火・爆発時に外部への影響がない場合には、試験実施を一部免除すること、また、火工品の安全性が確保されていることを確認する方法として、安全性評価試験に代わり他の試験規格（ISO）に基づく試験結果も認めることとする改正を行った。（参考資料3-3、参考資料3

－ 4)

(4) 安定度試験用の試験器等を指定する告示（告示改正：平成29年8月21日）

火薬類の安定度試験では、日本工業規格K4822（2001）「火薬類安定度試験用試薬類」に規定する試薬類を用いるよう指定しているが、当該規格の改定にともない、告示における当該規格の引用部分について改正を行った。（参考資料3-5）

2. 火薬小委員会、ワーキンググループ（WG）等の活動状況

(1) 特則検討WG

○第7回（平成29年5月12日開催）

- ・火薬庫の構造に係る特則承認について

(2) 産業火薬保安WG、煙火保安WG

○第7回（平成30年2月22日開催）（合同開催）

- ・火薬類の技術基準等の見直しについて